

【提出意見とそれに対する栃木県の考え方】

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（5期計画）（案）に対する意見募集を行った結果、1団体から6件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

項目	意見の内容	意見に対する考え方
基本目標全体について	<p>現在、北米、欧州の企業を中心に遺伝子操作（組換え、編集）した微生物によるアニマルフリー畜産物代替食品の製造が進められています。日本では、酪農製品を遺伝子改変微生物で製造する精密発酵による食品製造への本格的参入には至っていませんが、ゲノム編集、スマート加工、細胞培養技術の進展とともに、合成遺伝子や改変遺伝子を組み込んだ新規微生物による精密発酵が食品製造用ツールとして確実に進むと見られます。</p> <p>現在販売・流通されているゲノム編集食品はもとより、植物起源の材料で作られる植物性代替肉は国内企業が参入し開発・販売が進み、肉や魚の培養肉についてはシンガポールやアメリカなどでは販売・承認されています。</p> <p>新たなバイオテクノロジーに対して、従来からの科学的知見、検査手法、検査体制などを見直し、予算を確保して、生態系や人体への安全対策など対応出来るようにしていくことを適切な箇所へ加えていただくことを要望いたします。</p>	<p>新開発食品等については、食品衛生法において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認められるときは、国が審議会の意見を聞き、販売することを禁止することができることとされています。</p> <p>このような食品に対しては、リスク評価を含めた国の動向を注視していくとともに、食品衛生法や食品表示法等、関係法令に基づく監視指導を行って参ります。</p> <p>併せて、国が公表する情報について、消費者への速やかな情報提供に努めて参ります。</p>
基本目標1(1)②安全な畜産物の生産の推進【施策の展開】	<p>「5 畜産農家の家畜生産における飼養衛生管理レベルの向上」に「家畜飼養におけるアニマルウェルフェアを推進する」を加えて頂くことを要望いたします。</p> <p>理由：家畜への抗菌剤など動物用医薬品を多用する理由の一つに劣悪あるいはそれに近い飼育環境での使用があるとされ、近年ではアニマルウェルフェアを取り入れた家畜の飼養は食肉など畜産食品の安全性にとっても重要視されています。県としてもこのような視点を積極的に取り入れるべきではないかと思えます。</p>	<p>県では、別途、畜産物を安定的に供給していくため、「栃木県家畜改良増殖計画」を策定しており、その中で「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の考え方について（農林水産省生産局畜産部畜産振興課公表）」及び「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針（公益社団法人畜産技術協会公表）」の周知及び普及を推進していくこととしております。</p>
基本目標1(2)①食品等事業者による衛生管理の推進【施策の展開】	<p>「12 HACCPに沿った衛生管理の定着促進」に関係した目標値において、4期計画には記載されていた『小規模事業者へHACCP取り組み具合の確認』が削除されています。HACCP定着促進する上では小規模事業者への指導助言こそ最も重要であるはずなのに削除というのは理解し難いです。追加を要望いたします。</p>	<p>HACCPを定着促進する上で、小規模事業者への指導助言は重要と考えております。</p> <p>4期計画では、食品衛生法の改正（以下「改正法」という。）に伴う食品等事業者におけるHACCP導入の義務化を見据えて、小規模事業者の取組具合の推移を確認し、指導方針の検討に資することを目的として、『小規模事業者のHACCPの取組具合の確認』を指標としたところです。</p> <p>今般、改正法の完全施行後5年が経過し、当初の目標が達成されたことから、指標としての設定はありませんが、小規模事業者におけるHACCPの取組につきましても、毎年策定する「栃木県食品衛生監視指導計画」に基づく指導、助言を通じて、更なる定着促進を図って参ります。</p>

		<p>P15 【施策の展開】 「12 HACCPに沿った衛生管理の定着促進」に下線部を追記します。 ●食品等事業者への食品安全に関する情報提供及び事業者の規模に応じたHACCPに沿った衛生管理の定着の促進</p>
	<p>「14 給食施設における衛生管理の徹底並びに食物アレルギー発生予防及び発生時の体制整備」において、県内小中学校の給食の配食を担っている単独方式、親子方式、センター方式の各調理施設では、アレルギー対応の専用調理室あるいは専用コーナーを設置していない施設がまだ全県ではかなり残っていると聞いています。そうした未対応施設を減らしていくことも重要な安全確保対策だと思っておりますので、「アレルギー対応調理師施設ないし設備の拡充」を基本計画に取り入れて努力していただくようお願いいたします。</p>	<p>「学校給食における食物アレルギー対応指針」(文部科学省)では、対応食を調理する作業を区別化し、対応のための調理指示書、作業工程表、作業動線図を作成し、事故防止につなげることをしています。また、学校給食へのアレルギーの混入防止のため、検収時の確認、区画された部屋や専用スペースでの調理による適切な対応について研修会等で啓発しています。</p>
<p>基本目標1 (2)②食品事業者に対する監視指導の充実 【施策の展開】</p>	<p>「16 計画的かつ効率的な食品衛生監視指導の実施」にある『食品の特性及び流通の広域性を勘案した効果的な監視指導計画の策定及び監視指導の実施』という記載は、一般県民には何を実施するのかイメージできないと思われる。食品事業者に対する監視指導の充実という目標にふさわしいもっと可視化できるほど具体的な記述がなされるべきではないかと思えます。</p>	<p>P18 御指摘の記載を下線部のとおり修正します。 『<u>取り扱う食品の製造量、流通の規模並びに食中毒をはじめとした健康被害の発生リスク等、消費者に対する食品衛生上の影響の大きさを勘案した効果的な監視指導計画の策定及び監視指導の実施</u>』  なお、監視指導内容、立入調査頻度及び検査対象食品等、具体的な内容につきましては、分野ごとの年度計画である「栃木県食品衛生監視指導計画」を県ホームページ等においてお示しして参ります。</p>
<p>基本目標2 (2)①消費者、事業者、行政間の相互理解の促進と理解及び 基本目標3 (3)①環境に配慮した事業の推進及び ②環境に配慮した消費活動の推進 【施策の展開】</p>	<p>「29 地産地消の促進」のところでは、「有機農業など環境保全型農業の生産物」を地産地消と合わせて積極的に利用することが農業分野では重要な課題になっています。特に学校給食ではそのような食材の利用拡充を図るといふ施策を明記する必要があると思えます。 また、「35 環境に配慮した農業の推進」、あるいは「39 食に感謝する心の醸成及び食環境づくりによる食育の推進」など、適切な箇所「有機農業など環境保全型農業の生産物」の利用拡充や促進について取り上げていただくことを要望いたします。 エシカル商品についての文言の追記を要望いたします。 理由：CO2排出量削減した環境に配慮した商品、フェアトレードなどの人や社会に配慮した商品、地産地消をはじめとした地域に配慮した商品など、エシカル商品についての記載が無く、持続可能な社会の実現のために消費活動におけるエシカル消費が必要不可欠と考えます。</p>	<p>有機農業など環境に配慮した農業の推進に関しては、「35 環境に配慮した農業の推進」において、支援体制の整備や環境づくりをとおして今後も推進して参ります。 環境づくりの中には、エシカル商品の消費を推進することも含まれていることから、環境に配慮した消費活動の推進の中で取り組んで参ります。 計画案には、下線部を追記します。 P32 【現状と課題】 ○消費者においては、事業者の再利用等の取組に対する理解を深め、それらの取組により生産された農産物等の積極的な購入等(エシカル消費)を通して支援促進していくことが大切です。 P33 【施策の展開】 38 消費者の行動変容等を通じた食品ロスの削減の促進 ●食品ロスの現状や事業者の有効な削減取組の事例、エシカル消費等を通じた食べ物をムダにしない意識の醸成や行動の変容を促進</p>